

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○県職員宿舍規則の一部を改正する規則	（職員厚生課）	一
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（介護保険室）	一
○家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則	（畜産課）	一
告 示		
○職員表彰規程の一部を改正する告示	（人事課）	二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（NPO活動促進室）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	（障害福祉課）	二
○保安林の指定の解除	（森林整備課）	二
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	二
○道路の区域変更	（道路課）	三
○道路の供用開始	（同）	三
○土地区画整理組合の理事についての届出	（都市計画課）	三
監 査 委 員		
○宮城県知事に対する措置請求に係る監査結果の公表		四
正 誤		
○宮城県公報第一九五八号中		九

規 則

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

○宮城県規則第百二二号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則（昭和四十九年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。
第七条第三項中「公益法人等への職員のパ派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員のパ派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三二号

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成十九年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（裏面）中「社団法人」「財団法人」「公益社団法人」「公益財団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百四二号

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

家畜人工授精手数料条例施行規則（平成十九年宮城県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
別表第一備考第二号中「社団法人全国和牛登録協会」の下に「昭和二十三年十二月二十八日に全国和牛登録協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七十五号

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程（昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項第一号中「公益法人等への職員のパ派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員のパ派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。

○宮城県告示第七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 あげほの福祉協議会

一 代表者の氏名 岸山 義文

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区宮町五丁目七番三十四・一〇一号

三 定款に記載された目的 この法人は、障害者等に対して、施設の経営に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年十一月十二日

○宮城県告示第七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四一五四〇〇一七五	有限会社楽・楽介護センター 仙台市太白区袋原字堰場六十八番地の一	有限会社楽・楽介護センター 仙台市青葉区大倉字大原新田二十六・十二	平成二十年十一月十日
○四一五二〇〇〇六四	特別養護老人ホーム思行園	社会福祉法人共和会	平成二十年十一月十日

○宮城県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

仙台市太白区長町字越路一九の三（次の図に示す部分に限る。）、一九の一四一五、一九の一四一七、一九の一四一八

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年十一月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
----------------	------------	---------	-----------------------	-------

有限会社末永組 末永 政悦	遠田郡美里町牛飼字御蔵場一	般・十六 二千九百九 十九号	一部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十年 十月二十三日
株式会社草新社 高橋 寿	石巻市桃生町神取字屋敷七十	般・十八 千四百一 十九号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十年 十月三十日
株式会社白鳥工務店 白鳥 勇二	石巻市門脇字青葉東四十三・四	特・十八 七千七百三 十七号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・十工事業	平成二十年 十月二十二日
株式会社タカラ 社本 啓之	仙台市青葉区中山二丁目十	般・十七 一万三千九 号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十年 十月二十日
有限会社西多賀 今野 一男	仙台市太白区西多賀一丁目十五・二十八	般・十九 一万四千五 百七十九号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・十工事業 ほ装工事業	平成二十年 十月二十七日
有限会社一成興 業建設 高谷 秀弥	加美郡加美町四日市場字屋敷五十一	般・二十 一万六千八 百四十一号	全部廃業 一般建設業 ほ装工事業	平成二十年 十月二十二日
有限会社N・S ・B 佐藤 公一	塩竈市香津町十・八	般・十五 一万七千二 十六号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十年 十月二十七日
アイ・ソル・エ ンジ株式会社 東條 勲	黒川郡富谷町あけの平一丁目三十二・十二	般・十九 一万七千九 百七十九号	全部廃業 一般建設業 電気工事業 電気通信工事業 消防施設工事業	平成二十年 十月二十三日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東

部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬籠東和線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
登米市東和町米川字寺内三三番二四地先から 同市同町米川字青木三三番二番二地先まで	前 A	後 A	二二・〇 七八・〇	一五八七・九
	前 B	後 B	五・五 三三・二	一七五四・二

○宮城県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	白石上山線	刈田郡蔵王町大字曲竹字河原口一番一地从先から同郡同町大字曲竹字妙見五番二地先まで	平成二十年 十一月二十八日

○宮城県告示第八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十年十一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称

大河原町広表土地区画整理組合

二 事務所の所在地
大河原町字新南十九番地

三 届出の内容
理事に就任した者

氏名	住所
角田 哲男	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町九十六番地
小原 昭治	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町五十四番地
我妻 清作	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町九十八番地
小野 豊人	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町四十五番地
吉野 文雄	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町四十四番地
押野 重夫	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町八十七番地
小崎 重藏	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町百二十一番地
鈴木 清治	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町百十八番地
鈴木 清吾	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町百六十二番地
山家 正信	柴田郡大河原町釜ヶ瀬字町百十八番地

監査委員

○宮城県監査委員告示第19号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成20年11月28日

請求のあった日	請求人	監査委員	監査委員
平成20年9月22日	柴田郡村田町大字沼辺字寄井280-4	佐藤 勲	嶋 山 和 純
	柴田郡村田町大字沼辺字赤沼163-5	岡 久	袋 山 正 正
	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井34	鈴木 健一	遊 佐 勘左衛門 谷 地 森 涼 子

柴田郡村田町大字沼辺字寄井120 大内 敬子
柴田郡村田町大字開場字砂子8 佐藤 正隆
第3 措置請求の内容
できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の要旨

(1) 宮城県は平成20年3月から村田町竹の内産廃処分場の支障除去対策工事「竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策工事(覆土整形工)・(排水工)」を行っている。その覆土整形工の工事中に5月末から8月にかけて、埋め立てられていた廃棄物が掘りおこされていたことが確認された。掘りおこした廃棄物の総量は8月末現在で約680トン。これは即日仙台市内の最終処分場に搬出して管理型産業廃棄物として再処理を委託してきたことである。

この「整形工」は私たちが「無謀な切土整形工はゴミ層を攪乱してガス汚染を再現するなど支障除去工にはならない」として強く反対して工事の進捗を注視してきたものであった。

(2) 当該廃棄物出土工区は、

- ・平成15年5月に竹の内処分場唯一の廃棄物露出部として認定され、同処分場への行政代執行第1号で覆土整地され、
- ・同年12月の埋め立て廃棄物調査のボーリング調査で覆土不足が判明。私たちの指摘によって翌16年2月に6,400平米の覆土を代執行した浅層埋め立ての要注意エリアであった。

・平成16年度初頭から、県が設置した竹の内産廃場総合対策委員会でも処分場の総合対策が議論されるなか、それまでの断片的な調査データを補充・確認する総合調査が必要になり、平成16年12月以来、いまに至る一連の竹の内調査設計業務は株式会社建設技術研究所によることになった。

県は、同社が持つ先端技術と経験に頼って埋め立て総量を持定し、その精査結果を信頼して今日の支障除去工までを設計委託してきたとする。

「埋め立て廃棄物量等調査」・「有害物質分布状況調査」で高密度電気探査、表面(境界面)カヌ調査などを行った同社自身による覆土整形工の設計だから、想定外浅層に大量のゴミ層が存在し、ガスを伴って掘りおこされ、管理型の処分場に搬出、処分されねばならないことなどあってはならないことだった。

しかしゴミ層攪乱事案は実際におき、8月末まで断続的に継続し、その廃棄物の総量は680トン、その組成は11.51%の易燃性可燃物を含むと報告された。

(3) 上の事実を鑑み、請求者らは次の監査請求を行う。
基礎的・総合的な調査に万全を期して設計したとする支障除去工で、懸念した大量の廃棄物

が出土したのだから、従来の廃棄物調査に瑕疵があったが、覆土整形工の設計に手落ちがあったか、あるいはその重複である。

宮城県が建設技術研究所にこれまで支払ってきた一連の竹の内調査設計業務に係る委託費の全額返還を求める。

このような基本的な調査設計部門でのつまづきで竹の内の再生が頓挫することのないよう、地元の知見をいかした再調査を行い、竹の内処分場の早期再生を進めるよう勧告することを求める。

2 この住民監査請求をいまい理由
想定外の浅深度廃棄物層の存在は竹の内処分場の確定的な埋め立て総量さえ書き換えねばならない重大事案なので、現場作業の進捗状況をかて総出土量、出土廃棄物の組成分析を確認して、住民監査請求の意義を深めようとはなかった。

第4 措置請求書の補正及び請求の受理

1 措置請求書の補正
措置請求書について、次のとおり補正がなされた。

- (1) 措置請求の対象としているのは、宮城県知事であること。
- (2) 違法又は不当な行為の指摘は、宮城県が平成16年度以降に株式会社建設技術研究所に支払った一連の竹の内調査設計業務に係る委託費の支出は、十分な成果品を伴わない違法又は不当な公金の支出であること。
- (3) 当該行為により県がこうむった損害は、宮城県が平成16年度以降に株式会社建設技術研究所に支払った一連の竹の内調査設計業務に係る委託費の支出は、十分な成果品を伴わないものであり、その全額が県の損害であること。

2 請求の受理

請求人は、「県が平成16年度以降に株式会社建設技術研究所に支払った一連の竹の内調査設計業務に係る委託費の支出は、十分な成果品を伴わない違法又は不当な公金の支出である。」とした上で、「宮城県が株式会社建設技術研究所にこれまで支払ってきた一連の竹の内調査設計業務に係る委託費の全額返還を求める。このような基本的な調査設計部門でのつまづきで竹の内の再生が頓挫することのないよう、地元の知見をいかした再調査を行い、竹の内処分場の早期再生を進めるよう勧告することを求める。」として監査及び措置を請求している。

本件監査請求は、公金の支出に係る監査請求と認められる。公金の支出に係る監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項の期間制限の適用がある。事実証明書4番で個別に摘示のあった4件の業務委託契約について見ると、別表のとおり8件の支出行為がなされている。そのうち、4に係る完了分1件の支出については、委託費の支出があった日から1年以内に請求がなされており適法な請求と認められるのでこれを受理することとした。

なお、本件監査請求があった日は、4に係る前金払がなされた日から1年を経過しているが、監査対象事項を判断する資料として、前金払に係る部分についても合わせて調査を実施することとした。

1から3まで及び4に係る前金払分の7件の支出については、委託費の支出があった日から1年を経過した後には請求がなされていること、かつ、法第242条第2項ただし書きにいう「正当な理由」についても認められない不適法なものであるからこれを却下する。

また、本件監査請求は、「公金の支出」に係る請求であることから、法第242条第1項の規定により請求することができ措置は「当該行為を防止し、若しくは是正し、又は当該行為により県のごうむった損害を補填するために必要な措置」に限られる。請求人の求める「このような基本的な調査設計部門でのつまづきで竹の内の再生が頓挫することのないよう、地元の知見をいかした再調査を行い、竹の内処分場の早期再生を進めるよう勧告することを求める。」措置は、これに該当しない不適法なものであることから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象事項は、平成19年度に株式会社建設技術研究所に支払われた委託費の支出とした。

2 監査対象箇所

委託費の支出の事務を行った廃棄物対策課及び竹の内産廃処分場対策室を監査対象箇所とした。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき平成20年10月15日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠の追加提出があり、措置請求書を補正する陳述が行われた。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

書類調査により、平成16年度以降の株式会社建設技術研究所への業務委託状況については、別表のとおりであることを確認した。

また、監査対象事項に係る業務委託契約の執行状況は、以下のとおりであることを確認した。

- 業務名：村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策実施設計業務
- 契約年月日：平成19年4月26日 契約金額：35,070,000円

<p>変更契約年月日：平成19年9月26日 変更契約金額：42,031,500円（増額後）</p> <p>変更理由・内容：電気工作物の調査費の追加，多機能性盛土試験の追加，表層ガス調査箇所の追加等による契約金額の増加及び履行期間の延長</p> <p>変更契約年月日：平成19年12月7日 変更契約金額：42,515,550円（増額後）</p> <p>変更理由・内容：表層ガス調査等解析業務について，村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮問した結果，水位観測箇所を変更することになったことによる契約金額の増加及び履行期間の延長</p> <p>最終契約金額：42,515,550円（消費税込み）</p> <p>最終契約期間：平成19年4月27日から平成20年3月10日まで</p> <p>〇入札方法：指名競争入札（12者指名：12者参加）</p> <p>予定価格（事前公表）：37,310,000円（消費税抜き）</p> <p>落札価格：33,400,000円（消費税込み35,070,000円，落札率89.5%）</p> <p>〇業務完了年月日：平成20年3月10日</p> <p>〇検査年月日：平成20年3月17日 検査の結果 合格</p> <p>〇支出行為</p> <p>前金払 請求年月日：平成19年5月7日 支払金額：10,520,000円</p> <p>完了払 請求年月日：平成20年3月26日 支払金額：31,995,550円</p> <p>支払年月日：平成20年4月4日</p> <p>2 監査対象箇所からの聴き取り</p> <p>事実確認を踏まえ，監査対象箇所に対して聴き取りを行った結果，概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策実施設計業務の概要</p> <p>イ 監査対象事項であるH19竹の内第1 - 202号「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策実施設計業務」は，村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の一環として，多機能性覆土，整形工設計，雨水排水工設計，多機能性覆土盛土試験，表層ガス調査，地下水水質調査，地下水水位観測業務等を株式会社建設技術研究所に委託したものである。</p> <p>ロ 当該委託業務は，適正に履行されていると認識している。平成16年度及び平成19年度に実施した表層ガス調査で副次的に得た覆土厚のデータを実施設計に活用しているが，当該調査は，サンプリング調査としての限界はあるものの，それをもって，不確実・不完全な調査結果を</p>	<p>使ったとは考えていない。</p> <p>ハ 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策（覆土整形工）工事（以下「覆土整形工」という。）では，廃棄物層を掘削しない前提で設計しているものの，施工時に廃棄物層を掘削する可能性があることを全く否定できないことから，施工管理において，廃棄物層を掘削した場合の対策は立てていた。</p> <p>(2) 覆土厚の調査方法</p> <p>イ 平成16年度及び平成19年度に表層ガス調査を実施している。表層ガス調査は，処分場全体を30m×30m又は15m×30mに，廃棄物層50cmまでボーリングし，ガス濃度及び温度等の計測を主目的とする調査である。その際，ボーリングコアについても，成分等の分析や覆土厚を調査している。</p> <p>ロ 覆土厚は，ボーリング調査地点の覆土厚を直線で結んで，その区域の覆土厚を推定する方法で算出し，覆土整形工の実施設計に活用している。</p> <p>ハ 表層ガス調査におけるボーリング調査の間隔を30mとした理由は，村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会（以下「総合対策検討委員会」という。）での検討結果によるものである。また，この調査で，特にガス濃度の高い地点及び温度が高い地点については，総合対策検討委員会の検討を経て15m間隔で実施したものである。なお，それらの結果を前記ロの実施設計に活用したことについては，特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）に基づく基本的な方針二の2により特定支障除去事業の実施範囲の把握方法で，30m四方のブロックに区切り試料を採取することになっていること及び他の産業廃棄物処分場の調査事例も踏まえて適当と判断している。</p> <p>(3) 覆土整形工における廃棄物掘削の状況</p> <p>イ 覆土整形工において，平成20年6月30日から8月7日までの間に，約680トンの廃棄物を掘削し，仙台市内の管理型最終処分場に搬出し処分している。</p> <p>ロ 覆土整形工では，覆土厚を50cm以上確保することとなっているが，一部箇所で切土中に廃棄物が浅い層に存在していることを確認した。すぐにガスの発生を測定したが，周辺への影響は確認されなかった。このまま覆土整形工の設計どおりに切土又は盛土した場合，50cmの覆土厚が確保できない場所があることが判明したため，50cmの覆土厚が確保できる程度に廃棄物を撤去したものである。なお，他の区域でも同様のことが発生することか懸念されたので，他の区域についてもボーリング調査箇所の中間点付近をバックホウで試掘し，計画高に対する覆土厚を調査，確認した。その結果第8ブロック[※]以外の区域でも数カ所浅い層で廃棄物が確認されたので，50cmの覆土厚が確保できる程度に廃棄物を撤去したものである。</p>
---	---

ハ 廃棄物が出た面積は約1,040㎡で工事面積の約1.6%である。

ニ 廃棄物の撤去作業にあたっては、ガス検知器でガスの発生を監視しているが、ゴミ臭がしたので、捕捉村の入った土嚢を入れるとともに、ブルーシートで養生するなど、ゴミ臭の拡散やゴミの飛散防止を図った。大気環境調査や周辺住民への聞き取り調査を行った結果、周辺環境への影響は認められなかった。

ホ 廃棄物掘削の状況等について、処分場周辺の住民に周知するため、平成20年7月17日に「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策について県からのお知らせ7月（臨時号）」を配布した。

(4) 覆土整形工における地域住民への説明状況

イ 現在、覆土整形工のほかに竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策（排水工）工事（以下「排水工」という。）についても施工中である。

排水工を発注するにあたり、過去に村田町が行った町道工事で廃棄物が出現したとの情報を得ており、排水工においては、廃棄物が掘削される可能性が高いものと想定していた。想定していた場所は、人家に近い排水工の施工箇所ではなかった。

評価委員会において、モニタリング計画を検討する際、覆土整形工及び排水工に関する適切な施工管理を実施することについても答申に盛り込まれている。

ハ 県は、当該答申を受け、工事説明会等において、工事に関する施工管理について説明している。説明内容は、排水工において、掘削部におけるシート養生や、ガスが管理基準値以上になった場合には、強制換気や捕捉材によるガスの吸着を行う等の対応を行うというものである。

(5) 排出した廃棄物の状況

イ 排出された廃棄物は、8月末現在で約680トンである。工事における廃棄物処理のための予算は、積算上約1,100トン分約2,800万円を措置しており、それは廃棄物が出る可能性の高い排水工に充てこんでいる。覆土整形工において発生した場合には、その一部を充てることしており、それぞれの工事の実績に応じて精算することになっている。

ロ 覆土整形工において排出された廃棄物を分析しているが、排出量が一番多かった第8ブロック[※]地点では、本来安定型最終処分場で処分してはならない、紙くずや木くずなどの易燃性廃棄物の割合が15.1%、次いで排出量が多かった第7ブロック[※]地点では5.82%という結果であった。

(6) 請求人が以前から覆土が薄いと指摘していた場所から廃棄物が出現したことについて
 イ 請求人から廃棄物が出現した場所の覆土が薄いと指摘を受けたが、その時点では、ど

こから、どれくらい出るということについて、県としてその精度を評価する情報を持ち合わせておらず、廃棄物を掘削する場合の対策も講じていたので、工事の中止ややり直しするという選択はとらなかった。事前調査では、薄い場所はあるものの、50cmの覆土厚が確保できない場所はないという結果であり、工事を継続したものである。

ロ 廃棄物の埋め立て方法は、一般的に、廃棄物はある程度ならしてから覆土するものと思われるが、場所によってどこが生ずることもある。

ハ 事実証明書5番で提出された「ボーリング調査概要」については、平成15年12月から平成16年1月にかけて行われた「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場ボーリング等調査業務」の結果を基に作られた資料である。この調査の結果、覆土厚が薄い箇所について、県は、平成16年1月から3月にかけて行政代執行で覆土している。

ニ 今回、県が行政代執行により覆土整地工事を実施した箇所の一部から廃棄物が出現されたが、当該箇所の覆土が50cm以上あったことは確認しており、平成15年度当時の工事には問題はない。

(7) 電気探査が正確ではなかったという指摘について
 電気探査は、処分場全体の廃棄物量を調査したものであり、覆土整形工の実施設計において、覆土厚の推定に電気探査のデータは使用していない。

(8) 村田町立第二中学校でガス濃度が上がっているという指摘について
 処分場内の2カ所と処分場から少し離れた村田町立第二中学校の1カ所の合計3カ所で24時間連続で硫化水素ガスを観測しているが、平成20年8月8日の深夜などに3回ほど0.02PPMを超える数値を観測している。原因が何かということとは特定できていないが、同時刻に処分場内の2カ所では観測されおらず、かつ、当時刻の風向きが無風又は逆方向であることから、発生源が処分場であるとは考えにくい。評価委員会の中でも、引き続き調査が必要であるという意見をいただいている。ガスは過去にも0.02PPMを超えたことはある。

(9) 委託業者がボーリング調査した際のコアを処分したという指摘について
 現地に保存していたコアは、平成16年度にボーリング調査した際のコアである。当該調査については、既に、成分（組成）等の分析も終わっており、写真も保存されているため不要になったものである。故意に捨てようとしたものではない。覆土整形工では、処分場内にあるコアを保管していた小屋の場所についても工事する予定で、工事の工程表では、その小屋を9月未までに撤去する計画になっており、計画どおりに業者が処分しようとしていたものである。

(10) 硫化水素ガスの発生状況について
 イ ガス濃度が一番高かったのは、平成13年7月12日に県が立入検査した際に測定したもので

28,000PPMという数値で、測定した場所は、当時廃棄物処理事業者が設置したガス抜き管の出口の濃度を測定したものである。それ以来観測を続けているが、減少傾向にあり、最近では、処分場敷地境界の観測地（地上約20cmで観測）で、悪臭防止法に定める硫化水素濃度の規制基準として示される濃度範囲のうち最も厳しい濃度である0.02PPMを超えることはほとんどない。地下の計測値でも1,300PPM～1,400PPMという状況である。

□ 当該処分場は、平成13年に埋め立てを終えており、当時より、地下の廃棄物層の温度も下がっており、ガスが発生しにくくなっているのではないかと考えている。経年とともに、ガス濃度は横ばいか下がれる傾向を示すのが一般的である。

(1) 覆土整形工及び排水工の概要について

イ 覆土整形工は、廃棄物埋立地内部からのガス発生を抑制するため、規覆土の表層をならして1～3%の雨水排水勾配を設け廃棄物層への雨水浸透を抑制するためのもので、覆土の表面には種子散布による緑化を施すものである。硫化水素ガス濃度の高い箇所については、多機能性覆土を設置することとしている。

ロ 多機能性覆土は、平成16年度と平成19年度の表層ガス調査により硫化水素ガス濃度が100PPMを超えた範囲に設置し、捕捉層1（酸化鉄＋砂）、捕捉層2（活性炭＋砂）、バリア層と植栽層の4層構造からなる。捕捉層1は硫化水素ガスを、捕捉層2はその他のガスも吸着させようとするものである。

ハ 当該処分場は、降雨時に地下の水位が上がることが調査で分かっている。廃棄物層で発生したガスは、地下水位が上がると、ポンプで押し出されるように大気中に排出されてしまう。排水工は、処分場内の地下水位の変動を抑制するため処分場の周りに側溝を配し、降雨時等にすばやく下流に排水しようとするものである。

注 「第8フロック」、「第7フロック」とは、覆土整形工における施工区割りの呼称である。

第7 判断

本件監査請求の対象であるH19竹の内第1-202号「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策実施設計業務」は、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の一環として、多機能性覆土、整形工設計や雨水排水工設計の他、多機能性覆土盛土試験や表層ガス調査等を委託したものであり、12者が参加した指名競争入札により、株式会社建設技術研究所が33,400,000円（消費税抜き）で落札し、平成19年4月26日に契約、その後、2回の契約変更を経て最終契約金額42,515,550円となった。

平成20年3月10日に業務完了報告を受けて、同月17日に完了検査を行い、仕様書に基づき、業務報告書により検査確認の上、合格と認め、最終委託契約金額のうち、平成19年5月18日に前金

払として支払った分を除いた金額について平成20年4月4日に支出し、支払いを終えている。

請求人は、「想定外浅層に大量のゴミ層が存在し、ガスを伴って掘りおこされ、管理型の処分場に搬出、処分されねばならないことなどあってはならないことだったにもかかわらず、大量の廃棄物が出土したのだから、従来の廃棄物調査に瑕疵があったか、覆土整形工の設計に手落ちがあったか、あるいはその重複である。」とし、「宮城県が株式会社建設技術研究所に支払った委託費の支出は、十分な成果を伴わない違法又は不当な公金の支出であり、その全額が県の損害であるから損害の補てんのために全額返還させること。」を求めているので、この点について判断する。

監査対象業務である表層ガス調査及び覆土整形工の設計については、県の示した仕様書に基づき適正に行われ、関係諸規程に基づく完了検査等の手続きを経て委託費の支出が行われていることが認められた。

また、総合対策検討委員会での検討結果により30m又は15m間隔で実施した表層ガス調査の結果を実施設計に活用したことについては、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去事業の把握方法として、30m四方のフロックに区切り試料を採取することになっていること及び他の産業廃棄物処分場の調査事例でも同様の間隔で行われていたことを踏まえると、通常求められる調査よりも精度の高い調査を実施していることも認められた。

なお、監査対象業務の成果を基に平成19年度に発注した覆土整形工において廃棄物を掘削した点については、実施設計に際して、平成16年度及び平成19年度に30m又は15m間隔で行った廃棄物層のガス濃度を測定するためのボーリング調査により副次的に分かった覆土層を使用していることから、ボーリングを行った点と点の間の覆土厚は推定値のため、ある程度不確実なものとならざるを得ず、これは、サンプリング調査の限界としてやむを得ないものであると認められた。

このため、覆土整形工に係る設計の施工管理において、施工時に廃棄物層を掘削した場合の対策が立てられており、今回掘削した廃棄物についても、その対策にしたがって、速やかに、かつ、適切に処理されていることが認められた。

以上のことから、監査対象業務に係る委託費の支出についての財務会計行為は、適正に行われた業務に対して、関係諸規程に則り行われた正当なものであり、違法又は不当な支出であるとは認められない。

よって、監査対象事項に係る請求には理由がないので、これを棄却する。

付言・知事に対する要望

監査委員は、知事に対して、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場問題に対する住民の思いを踏まえ、十分な説明により住民の理解を得るよう努め、この問題に対処されるよう要望する。

別表

株式会社建設技術研究所への業務委託状況

業 務 名	業 務 概 要	委託期間	委託金額 (円)	支払状況		備 考 (工事との関連性)
				年月日	金額(円)	
1 村田町竹の内地区産業最終処分場埋立廃棄物量等調査業務	処分場に埋め立てられた廃棄物量及び処分場の現況を把握するために実施。主な業務は、測量調査、表層ガス等調査(30mメッシュ)、埋立廃棄物量等調査、総合解析等。	H16. 9.15 ~ H16.12.28	30,660,000	H17. 2. 3	30,660,000	処分場に係る各種対策(工事を含む)を講じるための調査の一環として行われた調査。総合対策検討委員会(学識経験者10名、住民代表7名、行政3名)で実施を決定し、内容も検討。
2 村田町竹の内地区産業最終処分場埋立廃棄物性状等調査業務	処分場に埋め立てられた廃棄物の性状及び有害物質の分布等状況を把握するために実施。主な業務は、表層ガス等調査(15mメッシュ)、廃棄物性状等調査、総合解析等。	H16.11.15 ~ H17. 2.28	108,045,000	H17. 3.22	108,045,000	処分場に係る各種対策(工事を含む)を講じるための調査の一環として行われた調査。総合対策検討委員会(学識経験者10名、住民代表7名、行政3名)で実施を決定し、内容も検討。
3 竹の内地区産業最終処分場支障除去対策基本設計概要調査業務	処分場に埋め立てられた廃棄物に起因する支障及び支障のおそれを除去する対策を行うための実施計画書(産廃特措法に基づくもので、国に認められれば交付金措置の伴う起債が可能)を策定するための基本設計及び基本設計に必要な調査。基本設計は対策の内容や概算工事費の積算等を主な業務とするため、工事は、詳細な実施設計に基づき行うことになる。また、基本設計を行う上で必要な地下水調査と対策の内容となる多機能性覆土と透過性反応浄化壁に使用する捕捉材、浄化材等を決定するための試験等も実施。	H17.11. 2 ~ H18.12.20	114,993,900	H17.11.22	12,020,000	多機能性覆土と透過性反応浄化壁(必要が生じた場合に実施)の内容を決定するための試験がメインであり、対策工事の内容を定める基本設計においては、産廃特措法に基づく実施計画書を策定するのに必要な範囲で実施。
				H18. 4.26	28,079,500	
				H18. 4.26	14,740,000	
				H19. 1.22	60,154,400	
4 村田町竹の内地区産業最終処分場支障除去対策実施設計業務	支障除去対策としての雨水浸透防止対策工事を実施するための関係調査と実施設計、雨水排水工の設計の他、多機能性覆土盛土試験や表層ガス調査等を実施。	H19. 4.27 ~ H20. 3.10	42,515,550	H19. 5.18	10,520,000	基本設計や各種調査を踏まえた上で実施設計を行い、これに基づき工事施工中。なお、表層ガス調査は、H16の方法を踏襲。
				H20. 4. 4	31,995,550	

○宮城県公報第一九五八号(平成二十年五月十六日付け)中
 ページ
 八
 下 段
 一七 行
 「次の図」及び「次のとおり」
 正
 「次のとおり」
 誤

正 誤